

未収金（収入未済額）の状況（債権管理委員会集計）

1 年度末において収入未済が発生している債権

年度末において 収入未済が発生 している債権	区分	収入未済額 (千円)			収入率 (%)		
		現年度分	滞納繰越分	合計	現年度分	滞納繰越分	合計
		平成24年度	4,581,306	9,965,908	14,547,214	97.63	22.68
平成25年度	4,214,211	8,868,365	13,082,576	97.84	22.25	92.66	
平成26年度	3,948,581	7,688,041	11,636,622	97.99	22.08	93.32	

2 1のうち主要債権

債権名	区分	収入未済額 (千円)			収入率 (%)		
		現年度分	滞納繰越分	合計	現年度分	滞納繰越分	合計
		市税	平成24年度	1,392,211	4,555,988	5,948,199	98.87
	平成25年度	1,267,131	3,395,245	4,662,376	98.99	27.40	95.75
	平成26年度	1,145,713	2,461,476	3,607,189	99.09	28.82	96.62
国民健康保険料(税)	平成24年度	2,235,584	3,376,989	5,612,573	89.65	19.03	75.65
	平成25年度	1,985,422	3,442,043	5,427,465	90.55	18.22	75.45
	平成26年度	1,836,903	3,172,198	5,009,101	90.83	17.69	75.44
介護保険料	平成24年度	158,706	110,840	269,546	98.61	16.70	96.96
	平成25年度	159,150	142,374	301,524	98.66	17.40	96.85
	平成26年度	155,698	150,590	306,288	98.73	16.47	96.76
保育料	平成24年度	29,084	120,755	149,839	98.89	17.86	94.30
	平成25年度	30,838	111,589	142,427	98.83	17.77	94.48
	平成26年度	31,972	111,317	143,289	98.79	15.79	94.57
市営住宅使用料	平成24年度	66,528	318,220	384,748	95.50	11.18	75.14
	平成25年度	72,247	303,691	375,938	95.13	12.03	78.02
	平成26年度	60,248	318,530	378,778	95.90	11.35	78.66
市立静岡病院 診療収入等	平成24年度	29,376	209,077	238,453	98.80	10.40	91.05
	平成25年度	23,408	179,691	203,099	99.01	9.36	91.04
	平成26年度	39,949	126,047	165,996	98.33	11.62	91.56
市立清水病院 診療収入等	平成24年度	21,220	147,526	168,746	98.86	9.55	91.56
	平成25年度	16,901	141,384	158,285	99.04	9.16	91.29
	平成26年度	16,577	129,744	146,321	98.92	9.85	90.75
水道料金	平成24年度	147,942	242,873	390,815	98.51	38.75	96.17
	平成25年度	154,109	247,089	401,198	98.44	34.99	96.04
	平成26年度	120,373	243,672	364,045	98.78	34.75	96.27
下水道使用料	平成24年度	153,395	189,082	342,477	98.48	39.33	96.39
	平成25年度	157,663	177,894	335,557	98.45	38.35	96.49
	平成26年度	130,670	175,322	305,992	98.73	38.63	96.83

注

- 原則として、平成25年度決算見込みの数値ですが、公営企業会計に係る債権（市立病院診療収入等、水道料金、下水道使用料）についても、当該年度に発生した債権が翌年度の5月31日までに収入した場合は、当該年度に収入があったものとして算出しています。
- 収入率は、「(収入済額－還付未済額) / 調定額 × 100」（小数点2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入）により算出しているため、個々の債権が公表している収入率と異なる場合があります。
- 上記の表における市立静岡病院及び市立清水病院の診療収入等の収入率は、診療に対して発生する診療収入のうち個人負担分のみを対象に集計したものです。診療に対して発生する診療収入のすべて（個人負担分及び保険者負担分）を集計した合計（現年度分＋滞納繰越分）の収入率は、市立静岡病院は98.51%、市立清水病院は98.32%となります。

平成27年度

主要債権における滞納整理強化期間実施計画書

滞納整理強化期間実施計画書

課名 納税課

債権名	市税
実施期間	1 平成 27 年 11 月 16 日（月）から平成 27 年 12 月 20 日（日） 2 平成 28 年 2 月 8 日（月）から平成 27 年 3 月 6 日（月）
内 容	【平成 27 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】 税目期別ごとに月単位で策定した滞納整理スケジュールの実施
	【平成 26 年度以前に発生した未収債権の縮減に関すること】 1 給与、賃料、売掛金、診療報酬等の調査及び差押 2 不動産公売 3 進展のない事案の搜索
	【その他】
	【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果（目標）】 文書催告に反応が無く、平日の日中に連絡が取れない事案に対し、夜間の催告（電話又は訪問）及び調査とその結果に応じた滞納処分を行う。 <滞納整理強化期間中の実施目標> 例月より夜間も含め電話件数及び訪問件数を増やす。 (例月：架電 1,920 件、訪問 28 件)

滞納整理強化期間実施計画書

課名 保険年金管理課

債権名	国民健康保険料（税）
実施期間	平成 27 年 10 月 ～ 平成 27 年 12 月
内 容	<p>【平成 27 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 期から第 5 期までの初期滞納者を重点的に滞納整理を実施 ・ 文書催告、電算催告書、夜間及び休日納付相談の実施
	<p>【平成 26 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社保加入者の国保脱退手続きの申請促進
	<p>【その他】</p> <p><通年において実施しているもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財産調査、滞納処分の実施 ・ 口座振替加入の勧奨 ・ 収納対策会議の定期開催（保険年金管理課と各区保険年金課、福祉債権管理係） <p><翌年度以降の未収金の縮減に係るもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居所不明者の現地調査
	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果（目標）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度収納率（90.83%）以上の確保 ・ 滞納処分については、180 世帯以上を実施する。 ・ 文書催告については、1,500 世帯以上を実施する。 ・ 居所不明調査において、現地の居住状態が確認出来ない場合には、職権による資格喪失を実施する。（現地調査：180 世帯以上）

滞納整理強化期間実施計画書

課名 介護保険課

債権名	介護保険料
実施期間	平成 27 年 11 月～平成 28 年 1 月
内 容	<p>【平成 27 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】</p> <p>(1) 納付お知らせセンターによる納付と口座振替加入の勧奨</p> <p>(2) 現年滞納者を対象とする封書による催告書の発送</p> <p>(3) 夜間電話折衝 (12 月・1 月)</p> <p>(介護保険課・3 区高齢介護課で共同実施)</p>
	<p>【平成 26 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】</p> <p>(1) 預金調査結果に基づく臨戸折衝 (11 月～1 月) 及び滞納処分の実施</p> <p>(2) 分割納付不履行者への電話等による納付指導</p>
	<p>【その他】</p>
	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果 (目標)】</p> <p>(1) 預金調査 対象件数 130 件 完納・分納約束 30 件</p> <p>(2) 夜間電話折衝 折衝件数 700 件</p>

滞納整理強化期間実施計画書

課名 幼保支援課

債権名	保育所保育料
実施期間	平成 27 年 11 月～12 月
内 容	<p>【平成 27 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】</p> <p>* 12 月実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保支援課、各区保育児童課の職員によるボーナス時期の夜間電話折衝の実施 ・ 市の職員が園に出向き、園長同席のもと、在園児の保護者に対し納付相談を行い、納付を促す。
	<p>【平成 26 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】</p> <p>* 12 月実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園長同席での納付相談及び臨戸訪問の実施 ・ 福祉総務課福祉債権管理係と情報共有し、引き続き折衝し未収金の縮減に努める。
	<p>【その他】</p> <p>* 11 月～12 月実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在園児の保護者あての勧奨通知と金融機関で使用する口座振替依頼書を、園を通して口座振替の未実施者へ配付し、口座振替の加入を促進する。
	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果（目標）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボーナス時期の夜間電話折衝による完納、分納約束 80 件 ・ 口座振替率 93.5%以上（H27.8.1 時点 92.82%）

滞納整理強化期間実施計画書

課名 住宅政策課

債権名	市営住宅使用料
実施期間	平成 27 年 11 月 1 日から平成 28 年 1 月末まで
内 容	<p>【平成 27 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納 3 か月以下の者を対象とした集中電話折衝と臨戸訪問 ・休日納付相談の実施 ・現年度分 6 か月以上の滞納者の呼出折衝
	<p>【平成 26 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額滞納者の呼出し折衝 ・法的措置の強化（明渡訴訟、強制執行）
	<p>【その他】</p> <p>「収入未済額の増加理由」 現年度に重点を置いた滞納整理を行った結果、過年度分の未納の収納率が低下し収入未済額が増加した。</p> <p>「対応策」 現年度分は電話、文書、臨戸訪問による納付指導をおこなって、未納の累積の防止をする。 過年度分の未納については訪問により実態調査を行い、対象者に合った債権管理を行う。 また、高額滞納又は累積滞納者に対しては、明渡請求、明渡訴訟の実施により、滞納整理の強化を進める。</p>
	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果（目標）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額滞納者の呼出 80 件 ・現年度分滞納 6 か月以上の呼出 50 件 ・明渡請求 30 件 ・強制執行 6 件

滞納整理強化期間実施計画書

課名 静岡病院医事課・清水病院医事課

債権名	診療収入等
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡病院：平成 27 年 8 月、10 月、平成 28 年 1 月 ・清水病院：平成 27 年 10 月～平成 27 年 12 月
内 容	<p>【平成 27 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】</p> <p>○電話催告等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：静岡病院（H27.8、H28.1）、清水病院（期間中毎月実施） ・対 象：未折衝の債務者及び分納不履行者等 ・内 容：電話による催告の実施（昼夜問わず） 文書による催告の実施（電話不通者） 夜間自宅訪問による催告の実施（清水病院のみ）
	<p>【平成 26 年度以前に発生した未収債権の縮減に関するもの】</p> <p>○電話催告等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期：静岡病院（H27.8、10）、清水病院（期間中毎月実施） ・対 象：未折衝の債務者及び分納不履行者等 ・内 容：電話による催告の実施（昼夜問わず） 文書による催告の実施（電話不通者） 夜間自宅訪問による催告の実施（清水病院のみ）
	<p>【その他】</p>
	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果（目標）】</p> <p>○すべての催告対象者に対して折衝を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催告対象者 <ul style="list-style-type: none"> 静岡病院：現年度分 134 件、過年度分 72 件（H27.8.1 現在） 清水病院：現年度分 12 件、過年度分 92 件（H27.8.7 現在）

滞納整理強化期間実施計画書

課名 営業課

債権名	水道料金・下水道使用料
実施期間	平成 27 年 10 月～平成 27 年 12 月
内 容	【平成 27 年度に発生した未収債権の早期回収に関するもの】
	<p>【平成 26 年度以前に発生した未収債権の縮減に関すること】</p> <p>夜間、休日の納付相談、電話折衝及び臨戸折衝の集中実施</p> <p>1 対象者：折衝困難(高額滞納者を含む)及び井水使用者で下水道使用料のみの滞納者</p> <p>2 実施期間：平成 27 年 10 月～平成 27 年 12 月</p> <p>夜間納付相談、電話・臨戸折衝・・・上記期間中 6 日間</p> <p>休日納付相談、電話・臨戸折衝・・・上記期間中 2 日間</p> <p>3 実施方針：納付に対し、誠意がないなど悪質な案件については、支払督促の申立(水道料金)や強制徴収(下水道使用料)等の法的措置で対処する。</p>
	<p>【その他】</p> <p>現年度分及び軽易な過年度分の徴収業務を民間委託業者が担当し、未納料金の早期回収・滞納発生件数の抑制を目指す一方、職員は、高額滞納者・悪質滞納者等にかかわる不良債権に対し、法的措置を視野に入れた滞納に注力する方針に基づき、今回の滞納整理強化期間においては、夜間、休日の時間外における折衝に集中して取り組む。</p>
	<p>【滞納整理強化期間を実施することによって見込まれる効果（目標）】</p> <p>夜電電話折衝 (6 日間) 120 件</p> <p>夜間臨戸折衝) (6 日間) 40 件</p> <p>休日電話折衝 (2 日間) 30 件</p> <p>休日臨戸折衝 (2 日間) 25 件</p>